

高圧ガス保安法に関する事務に係る標準処理期間

(制定 平成30年3月7日発消指第49号)

(趣旨)

第1条 この通達は、行政手続法（以下「行手法」という。）第6条の規定に基づき、高圧ガス保安法（以下「法」という。）に関する事務に係る標準処理期間を定めるものとする。

(標準処理期間)

第2条 行手法第6条に規定する法に関する事務に係る標準処理期間は、別表に掲げる期間とする。

附 則

この通達は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

許 可 等 の 種 類	根 拠 条 文	標 準 処 理 期 間
製 造 の 許 可	法 第 5 条 第 1 項	3 0 日
製 造 の た め の 施 設 等 の 変 更 許 可	法 第 1 4 条 第 1 項	3 0 日
第 一 種 貯 蔵 所 の 設 置 許 可	法 第 1 6 条 第 1 項	3 0 日
第 一 種 貯 蔵 所 の 施 設 等 の 変 更 許 可	法 第 1 9 条 第 1 項	3 0 日
製造施設及び第一種貯蔵所の完成検査(変更に係るものを含む。)	法第20条第1項及び第3項	4 5 日
保 安 検 査	法 第 3 5 条 第 1 項	4 5 日
容 器 検 査 (超 低 温 容 器)	法 第 4 4 条 第 1 項	6 0 日
容 器 検 査 (超 低 温 容 器 以 外 の も の)	法 第 4 4 条 第 1 項	3 0 日
特 別 充 填 許 可	法 第 4 8 条 第 5 項	2 0 日
容 器 再 検 査	法 第 4 9 条 第 1 項	1 4 日
附 属 品 検 査	法 第 4 9 条 の 2 第 1 項	1 4 日
附 属 品 再 検 査	法 第 4 9 条 の 4 第 1 項	1 4 日
容 器 検 査 所 の 登 録 及 び 更 新	法 第 4 9 条 第 1 項 及 び 第 5 0 条 第 1 項	3 0 日
容器に充填する高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等	法 第 5 4 条 第 1 項	3 0 日

備考1 次に掲げる日及び期間は、標準処理期間には含まないものとする。

- (1) 京都市の休日定める条例第1条第1項各号に掲げる日
- (2) 書類の補正に要する日

2 製造施設及び第一種貯蔵所の完成検査(変更に係るものを含む。)並びに保安検査については、申請があった日から検査を行う日の前日までは、標準処理期間には含まないものとする。